

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店において、飲食店従業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場内の厨房洗い場において、米の窯を中腰の体勢で持ち上げた時に、腰に痛みが走ったとして、同年〇月〇日、D病院に受診し、「腰痛症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、療養の給付についてはこれを支給する旨の処分をしたものの、移送費については、移送費の支給要件を満たしていないとして、これを支給しない旨の処分をした（以下「本件処分」という。）。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、再審査請求書に添付した「意見書に対して」と題する文書において、要旨、D病院の治療は自分にとって必要なものであり、診療に適する病院であると主張している。

(2) 労災保険法第13条第2項第6号の「移送」として療養上相当と認められる療養の給付の範囲については、厚生労働省労働基準局長が、「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号、平成20年10月30日付け基発第1030001号により一部改正。以下「通達」という。）を发出しており、当審査会としても同通達が定める要件は妥当であると考えことから、以下、通達に基づいて検討する。

決定書理由に説示するとおり、請求人が居住するEには、請求人の本件傷病の診療に適すると考えられる医療機関が相当数存在し、隣接するFに所在するD病院への通院が、請求人の本件傷病の診療に適した最寄りの医療機関であるとは認められないものである。

請求人は、D病院の治療では、自分にとって必要なものであり、診療に適する病院である旨を主張するが、同病院のG医師は、「請求人に対する治療は特別なものではなく、他医でも可能であると思われる」旨述べており、当審査会としては、請求人の主張には理由がないと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、請求人の通院に係る療養補償給付（移送費）の請求

については、通達が定める支給要件を満たさず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって主文のとおり裁決する。